

## 韓国の図書館法：歴史的歩みと課題

金 智 鉉

Library Law in Korea: Historical Process and Problems

Ji Hyun KIM

### はじめに

1963年10月28日、韓国において初めて図書館法（法律第1424号）が制定された。図書館法が正式な法律として制定されるまでには様々な経緯があったものの、単純に立法の時期だけを比較しても、韓国の図書館法の制定は、1848年から各州で図書館法が制定され始め、1956年には国家レベルでの図書館振興法（図書館サービス法：Library Services Act）が制定されたアメリカや、1950年に図書館法が制定された日本より遅い。

ところが最近の韓国では図書館法に関する活発な動きが見られる。2006年10月4日、それまで施行されていた「図書館および読書振興法」は全面改定され、法律名も図書館法へと変更された。そして2007年3月27日に図書館法施行令、4月4日には図書館法施行規則が全面改定されたのである<sup>1)</sup>。

遅く歩み始めた韓国の図書館法が、どのような経緯で近年になって全面改定されたのだろうか。このことを調べるために図書館法に関する研究やニュースなど情報を検索した。その結果、過去の図書館法に関する先行研究はいくつも行われており、参考文献も存在する。しかし最近になって改定された図書館法やこれを取り巻く動きについては、研究文献はほとんど発見できなかった。

そこで、本研究ノートでは韓国における図書館法の沿革と背景を概観し、それぞれの法律の特徴や問題点について述べる。次に、最近になって全面改定され法律の名称も変更になった2006年図書館法について観察し、それ以前の法律と異なる点を明らかにする。最後に韓国における図書館法の歴史的歩みから、今後の方向性について考えてみたい。

なお本論では次の二点をはっきりさせておきたい。まず第一に、図書館施行令や図書館施行規則の改定には触れない。第二に、韓国の図書館法の名称については、次のように立法の時期を共に表記して区別する。具体的には、1963年図書館法、1987年改定図書館法、1991年図書館振興法、1994年「図書館および読書振興法」、2006年図書館法と示す。なお、本稿で記す図書館法とは、韓国における図書館の事柄を規定した法を総称するもので、1963年図書館法から2006年図書館法までのすべての図書館法を意味する。

### 1 韓国の図書館法の歩み

#### 1.1 1963年図書館法

韓国で近代図書館運動が起きたのは20世紀の始めで、1901年に韓国最初の近代的図書館であり市立公共図書館である「読書倶楽部」という図書館が発足した。この図書館の設立者は日本人であった<sup>2)</sup>。その後も国内で日本人や韓国人による公共図書館の設立は相次ぎ、1932年には設立数が最も多く全国に52館が設置された。しかし第2次世界大戦により図書館数は減少し活動も萎縮した。

第2次大戦後、韓国の図書館界は日本人が管理していた図書館を引き受け、自主的な活動で日本体制下にあった図書館を、韓国の実情に合う体制に改編した。しかしながら1950年に勃発した朝鮮戦争により、それまで整えていた図書館の建物や資料の損失といった大きな被害を残したのである<sup>3)</sup>。

このような背景のなかで1955年に韓国図書館協会が設立され、初めて図書館法の必要性が公式に提起され、制定に向けての推進を決議した<sup>4)</sup>。そして同年第1次図書館法草案の作成から始まり、草案作成と提案、廃棄の繰り返し<sup>5)</sup>、1963年10月28日に1963年図書館法（法律第1424号）が正式に公布されたのである。

韓国図書館協会が1963年図書館法の制定において強調した主な内容は次の3点である<sup>6)</sup>。(1) 図書館が国民の教育と民族文化の向上において大きな役割を果たしている点を考慮し、多くの図書館を設立すること、(2) 既存の図書館と新設の図書館の運営と育成のために法的根拠と保障を確保すること、(3) 司書と司書教諭の資格を法律で保障すること。図書館界のこのような意図は4章29条で構成されている1963年図書館法のなかに盛り込まれた。しかし図書館界が要求した内容と実際の条文にはずれがあった。

まず公共図書館の設置に関しては、1963年図書館法第7条「国家等に対する公共図書館設置の勧奨」で、「国家や地方自治団体は……予算の範囲内で公共図書館の設置、育成に努力しなければならない」として、図書館協会が主張した図書館設置の義務規定は勧奨規定で止まった。次に図書館の使用料については第8条「図書館の使用料」で、「公共図書館はその利用者から使用料を取ることができる」として、公共図書館の使用を無料にすることを主張していたことが挫折した。また職員については同法第6条「司書職員の配置」で、「公共図書館と学校図書館には……図書館資料および運営に関する司書職員または司書教諭を置かなければならない」となっているが、第26条では「学校図書館の職務を担当する職員として……、小学校・中学校・高等学校にはそれぞれ司書教諭または司書の職務を担当する教師をおかなければならない」と規定された。つまり配置職員として司書職員や司書教諭だけでなく、資格は持たないが司書の職務を担当する教師も含めたのである。この内容は図書館協会の要求とは異なっていた。しかし協会は、司書の資格を持つ教師が少なく全国の学校図書館に司書教諭を配置することができないという当時の実情を認識していた。それで上記の条文を受容したのである<sup>7)</sup>。

その他にも1963年図書館法にはいろいろな問題点があった。例えば専門職としての司書職員の資格と区分が規定されていたにもかかわらず、昇進や報酬などに対する違いの規定はない。また私立公共図書館の所属は文教部および市・道教育委員会であるのに対し、地方の市・郡立図書館は教育委員会の所属だったり市や郡自体の所属だったりとまちまちである<sup>8)</sup>。このように公共図書館の所属が統一していないため、体系的・統一的な図書館行政の実現は困難であっ

た。

以上のように1963年図書館法は様々な問題点を抱えつつも、図書館協会が法律の必要性を主張し8年間もの粘り強い活動を行った末に制定された法律であったことから、法制定自体に興味を見いだすことができる。つまり図書館界にとって図書館の育成発展の法的基盤ができ、図書館の概念を明らかにしたという点である。

## 1.2 1987年改定図書館法

1963年図書館法の制定以来、法律の施行成果に対する反省がされるようになったのは1968年である。その年に開催された全国館種別図書館大会で図書館の関係者が現行法の問題点について提起したのである。韓国図書館協会は翌年から1963年図書館法の改定に関する会議を開き、これについて研究することを決定した。そして法制定から13年後の1976年、法改定の作業が本格的に始まった<sup>9)</sup>。それから数多くの法改定の提案と改定案の提出、粘り強い交渉と働きかけが行われた末、1987年11月28日に全文改定された1987年改定図書館法が法律第3972号として公布された。

1987年改定図書館法は8章47条からなり、22の条項が新設され4つの条文が削除された。そして1963年図書館法の制定後に問題点として指摘されてきた内容が反映された。まず第21条「公共図書館の設置・育成等」の中で、公共図書館の設置を義務づけた。そして第30条では図書館の使用料について入館料と使用料の概念を区別し、使用料は「利用者から取ることができる」ものの、「入館料は当該地方自治団体の条例で定められたとおりにする」とした。また司書職員に関する規定は、第7条で「図書館には……司書職員、司書教諭、実技教師（司書）を置かなければならない」とし、司書職員の資格を1級正司書、2級正司書、准司書と区分した。

このようにして1987年改定図書館法は望んでいた方向に進んだものの、1963年図書館法の制定から1987年改定図書館法に至るまでは24年が経過していた。この24年間に図書館を取り巻く社会的背景は変化を続けてきたのに対し、図書館は1963年図書館法が持つ問題点によって図書館としての機能を発揮することができず、さらにはそれが図書館発展の阻害要因となっていた<sup>10)</sup>。それにもかかわらず法改定に多くの時間が費やされたのは、改定の推進過程でいろいろな問題があったからである。

まず韓国図書館協会内に図書館法の改定の活動を支える専任の部署がなく、複数の文化委員会や理事会が改定運動を行ってきた。これにより改定案が提出されるごとに内容が大きく変わったりして一貫性が見られなかった。一方、図書館の主務機関である文教部には部内に図書館法改定を専ら担当する部署が設置されておらず<sup>11)</sup>、図書館法改定について消極的な態度であった。しかも提出される改定案の内容が毎回異なるため、改定内容について十分な理解や検討がなされず、法改定の必要性も認識しにくかったと思われる。

## 1.3 1991年図書館振興法

1989年文化部を新たに新設するという内容の「政府組織法」の改定が行われ、文化部が誕生した。この動きにより図書館と出版関連団体は所属を文教部から文化部へ移管することを要求し、図書館政策の担当部署が文化部に移管された。そこで文化部は1990年「公共図書館法案」を作成し、図書館法体系を公共図書館法へと縮小改編しようとした。しかし図書館界はこれに

反対し、同年図書館振興法案を提出した<sup>12)</sup>。そして翌年の1991年3月8日に1991年図書館振興法（法律第4352号）が公布されたのである。

この法律は9条46条で構成されており、新たに制定された主要な内容は次のようである。(1)文化部長官所属の図書館発展委員会が新設された（第9条）。(2)政府は図書館の設立、施設および使用の拡充、司書職員の資質向上および研究のために、図書館振興基金を設置でき（第10条）、文化部長官がそれを管理・運用する（第11条）。(3)国立中央図書館は文化部長官の所属下におく（第15条）。(4)国・公立公共図書館の館長は司書職で補する（第24条）。(5)この法律による文化部長官の権限の一部は、必要により市・道または図書館協会に委任もしくは委託できる（第44条）。

なお、同法は1993年に一部改定を行っており、翌年には1994年「図書館および読書振興法」の制定によって廃止された。

#### 1.4 1994年「図書館および読書振興法」

文化部は1993年を「本の年」と指定した。このことにより政府の文化体育部や出版界の出版文化協会が国民の読書振興のためのキャンペーンを活発に行った。また国民の読書の振興を目的とした「読書振興法」の制定も進められた。図書館協会は国民の読書と図書館の機能との関連性を主張し、現行の「図書館振興法」を国民の読書振興を実質的に推進できる内容に改定することを代案として提示した。この提案はその妥当性が認められ、1991年図書館振興法を改定する代わりに図書館界と出版界の案を取り入れた新たな「図書館および読書振興法」の制定が確定した<sup>13)</sup>。そして1994年3月24日に1994年「図書館および読書振興法」が法律第4746号として公布された。

この法律は10章54条で構成されており、次のような特徴を持つ。まず、1991年図書館振興法の法体系と内容の枠組みは維持しつつも、読書振興に関連した出版界の要求事項を大幅に反映し、第9章「読書振興」（第46～49条）が追加された。次に、図書館の施設基準に満たない規模の読書施設として文庫を設立できるように、第7章「文庫」（第39～40条）が設けられた。また、図書館および読書振興基金を設置し、文化体育部長官が管理・運用するように規定された（第9条）。図書館または文庫が互いに業務協力と共同利益の増進のために、文化体育部長官の認可の下、図書館協会または文庫協会を設立できるようにした（第14条）。

#### 1.5 1994年「図書館および読書振興法」の一部改定

この法律は1994年制定以降、8回の一部改定が行われた。1995年12月29日の一部改定は教育法の改定によるもの、1997年12月13日の第2回目的一部改定は行政手続き法（行政節次法）の施行による公認会計士法などの整備によるものである。1999年1月21日の一部改定は図書館や文庫など知識基盤施設の不足を補うために、法人・団体あるいは個人が公共・専門・特殊図書館および文庫を自由に設立・運営できるように、民間の自立的な参加を誘導するためのもの、1999年12月31日の一部改定は基金管理基本法の改定によるものである。2000年1月12日の改定は図書館の発展と読書振興に関する政策の改善のため、2001年1月29日の改定は政府組織法の改定に伴うものである。最後に2003年5月29日の一部改定は、国が各部隊に兵営図書館を設置するようにし、兵士たちに自己開発を促進する機会を提供し、兵営環境の向上を目指すもので

## 金：韓国の図書館法：歴史的歩みと課題

あった<sup>14)</sup>。

これらの8回の一部改定のなかで特に注目すべき部分は、1999年12月31日の一部改定と2000年1月12日の一部改定である。前者の一部改定は基金管理基本法の改定に伴い改定が行われたものであるが、この改定により第9条「図書館および読書振興基金」の項目が削除されたのである。基金管理基本法が改定された理由は、透明性が低く同一事業に重複支援するなど非効率的に運用されている部分があったためであり、一部基金を廃止し公共性の高い基金を公共基金化するなどの統廃合を行った。

後者の一部改定では、それまで文化観光部および地方自治体に図書館および読書振興委員会を置くようになっていたものを、その運営実績が少なく委員会の必要性が低いという理由で、第10条「図書館および読書振興委員会」が廃止された。

この2つの条文の削除により、図書館育成策の樹立および推進のための動きと、図書館振興のための基金形成という働きが法的根拠を失われた。こうして国の画一的な措置による図書館発展の挫折は、図書館界に大きな課題を残したのである。

<表> 韓国の図書館法

	1963年図書館法	1987年改定図書館法	1991年図書館振興法	1994年 図書館および読書振興法
構成	4章29条	8章47条	9条46条	10章54条
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館の育成発展の法的根拠を確立。</li> <li>図書館の概念を明らかにした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共図書館の設置を義務化。</li> <li>図書館使用料は、入館料と使用料を区別。</li> <li>司書職員に関する規定を明確にした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館発展委員会が新設。</li> <li>図書館振興基金を設置。</li> <li>国立・公立公共図書館の館長は司書職で補する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>読書振興に関連した出版界の要求事項を反映。</li> <li>文庫を設置できるように規定。</li> <li>図書館および読書振興基金を設置。</li> </ul>
問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館設立は勸奨規定。</li> <li>公共図書館使用の無料化が挫折。</li> <li>司書の職務を担当する教師を認める。</li> <li>司書職の規定が不明確。</li> <li>公共図書館の所属が不一致。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館法関連の活動を専任で担当する部署がない。</li> <li>改定案の内容に一貫性がない。</li> <li>図書館を統括する文教部内に図書館法改定を専ら担当する部署がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館法体系を公共図書館法へと縮小改編する動きがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8回におよぶ一部改定。</li> <li>図書館および読書振興基金が廃止。</li> <li>図書館および読書振興委員会が廃止。</li> </ul>

## 2 2006年図書館法

2002年8月に「図書館発展総合計画」が発表され、知識基盤社会の革新的な情報文化センターとしての図書館を育成することが進められるようになった。それに伴い、現行の図書館法の改定の必要性が出てきた。それまでも図書館法は、図書館を取り巻く環境の急速な変化に対応できておらず、また幾度の一部改定で内容が加えられたことで内容と形式の一貫性を欠いている

と指摘されていた。そこで新しい時代に図書館の役割を模索し、環境の変化にも対応できる制度的な枠を固めるための政策的必要性<sup>15)</sup>から、法律の全面改定が行われるようになった。

そして2006年10月4日、全面改定された2006年図書館法（法律第8029号）が公布され、2007年4月から施行された。同法の基本的方向は、(1)これから持続的に変化する図書館環境に能動的かつ積極的に対応できるように図書館の自律性を強化すること、(2)階層間、地域間の知識情報の格差を積極的に解消すること、(3)地方分権化の進展に伴い、地方自治団体の図書館支援の義務と責任を強調すること、(4)急速に変化する情報技術環境のなかで図書館が効果的に対応できるようにすること、(5)図書館サービスがより専門的に行われるように法律的方向性を明確にすることにある<sup>16)</sup>。

以上の方向性に沿って、具体的に内容が新設、改定された。まず「図書館および読書振興法」という名称については、図書館の基本活動の1つである読書振興を名称に含めたことは法律の体系からして不均衡である<sup>17)</sup>とし、図書館基本法の性格を明確に示すため図書館法と変更した<sup>18)</sup>。それとともに、読書振興に関連する条文を削除した（第9章「読書振興」第46～49条）。

次に、同法の目的（第1条）、使われる用語の定義の修正（新設第2条）、同法の適用範囲（第3条）を明らかにした。それによると、同法は国民の情報接近権と知る権利を保障する図書館の社会的責任とその役割の遂行に必要な事項を規定し、図書館の育成とサービスを活性化させることで、社会全般に対する資料の効率的な提供と流通、情報接近および利用の格差の解消、生涯教育の増進など国および社会の文化発展に寄与することを目的としている。そして定義されている用語は、図書館、図書館資料、図書館サービス、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館、納本である。同法は情報館・情報センター・資料室・資料センター・文化センター・およびこれと類似の名称と機能を持つ施設で、大統領令で定めるところにより文化観光部長官が認める施設についても適用する、となっており、かなり広い範囲の施設に適用できるとしている。

新たに設けられた第2章は図書館政策の樹立および推進の体制について規定している。まず図書館政策に関する主要事項を樹立、審議、調整するために、図書館情報政策委員会の設置の根拠を新たに規定した。特に第12条では同委員会の設置と役割を規定し、第13条では同委員会の構成と構成員の役割などについて定めている。また第14条では同委員会委員長に、第15条では政府および地方自治団体に、図書館の発展のために図書館発展総合計画を立てて推進することを義務づけた。

公共図書館に関する規定では、市や道は当該地域の図書館施策と関連したサービスを体系的に支援するために地域代表図書館の設立、運営を義務づけており（第22条）、それに必要な費用の一部を国家が補助できるようにした（第25条）。

もう一つ新しく追加された第8章では知識情報格差の解消について規定している。そのなかでは、知識情報の格差を解消するために施設、資料、プログラムを設置・運営し、障害者など情報弱者の知識情報格差を解消するための施策を講ずることが図書館の責務であると明記している（第43条、第44条）。さらに障害者に対する図書館サービスを支援するために、国立中央図書館長所属の下で国立障害者図書館支援センターを設立・運営することを規定した（第45条）

19)。

以上のような内容をもとに、実質的な動きも見られる。第2章の第12条、第13条により、2007年6月19日大統領の所属下の図書館情報政策委員会と文化観光部内に図書館情報政策企画団が発足した。この図書館情報政策委員会は、委員長1名と副委員長1名を含む26名で構成されている。具体的には、委員長は委員の中から大統領が委嘱し、副委員長は文化観光部長官が務める。そして委員は中央行政機関やそれに準ずる機関の長で大統領令により定められた委員と、図書館に関する専門知識および経験が豊富で委員長が委嘱した民間委員で構成される。これにより政府は図書館発展に関連する政策を積極的に推進し、急変する情報技術環境のなかで図書館が効果的に対応できるように総合計画を立て実行することになる<sup>20)</sup>。また第8章の第45条で義務づけられたとおり、2007年7月13日に国立障害者図書館支援センターが開館し、特に障害者のための図書館サービスの国家施策の樹立、図書館サービスの指針および基準の制定といった役割を担うことになる。それに加えて、国立中央図書館内に図書館研究所が同日に開所した。これは国立中央図書館の業務内容を規定する第19条に基づき設置されたもので、国内唯一の図書館総合研究所である。現在は研究所長をはじめ総6名で構成されているが、いずれ古典書籍の研究員11名、資料保存技術の研究員7名を補強して3つのチーム(24名)に拡大し、図書館・司書職の発展のための図書館分野の新しい政策、経営技法などの研究開発に大いに寄与することが期待されている<sup>21)</sup>。

なお、2006年12月20日に同法が一部改定されている(法律第8069号)が、それは「地方教育自治に関する法律」の改定に伴うものであり、同法の内容自体に変化はない。

### 3 2006年図書館法の特徴と課題

2006年図書館法はいくつかの大きな特徴を持っているが、それらの特徴に共通する点はそれ以前の図書館法が持っていた様々な矛盾や問題点を改善し、さらには社会環境や技術の変化によるニーズを反映しているということである。一つ目は、図書館関連の活動を専任で担当する委員会の存在である。図書館の育成・発展のための働きをする委員会が1991年図書館振興法で設置されたものの1994年「図書館および読書振興法」の一部改定では廃止され、2006年図書館法で再び復活している。特に新しく発足した委員会は図書館関連の政府部署の長および民間の専門家で構成されており、様々な立場や観点から政策を講ずることができる。結局、図書館発展のための政策を審議、熟考する委員会が必要であることが明らかになったといえる。二つ目は、図書館基金である。図書館振興のための基金についても、委員会の場合と同じように設置と廃止が繰り返された結果、2006年図書館法第9条により図書館は法人・団体および個人から金銭等の寄付を受けることができるようになった。これで再び図書館発展のための法的基盤を取り戻すことができたのである。三つ目は、情報があふれる現代社会において特に懸念されている情報格差に関する内容を規定したことである。特に情報格差をなくす方向性として身体障害者という視点から規定したこと、さらには図書館法律の条文に身体障害者への配慮を取り入れたことは、図書館法上では初めてのことであり、非常に特異な点である。図書館サービスはすべての人に平等に提供されなければならないという理念が、法律として成文化されたのであ

る。

とはいうものの2006年図書館法は、今後それを取り巻く活動の実践と条文のさらなる考察が課題として残されている。例えば新たに設置された委員会や基金がもはや廃止されないとは断言できない。活動実績が悪く効率が低ければ、また廃止が繰り返される可能性はある。これに限らず、新たに設立された図書館研究所や国立障害者図書館支援センターの積極的な働きも注目の的となる。施設の設立目的や法条文の目指す内容を明確に把握し、具体的な活動を展開することが要求される。

活発な活動とともに、図書館政策の持続的・効率的な施行もまた重要である。2006年図書館法で図書館研究所や国立障害者図書館支援センターの業務について規定しているものの、その内容は施策の樹立や基準の制定、研究開発、協力といったように漠然としている。より具体的に活動内容が示される必要がある。例えば図書館の障害者サービスのための施策の樹立については、障害の種類によって必要なサービス内容が異なるという点を踏まえて、各々に対応した施策が必要なのである。また第2章で定められているとおり、図書館情報政策委員会は図書館発展総合計画の発表と推進状況の報告、発表を続けなければならない。

以上のようなシステムと機関が韓国の図書館の状況を発展へと主導することになるが、それだけでは不十分である。図書館現場の職員であれ国家政策担当の官僚であれ、図書館の改革と政策の施行に協力することが求められる。また図書館情報学の学協会も図書館政策に関する研究や議論などを行ったり、意見や提案を述べるといったように支援することが必要であろう。

#### おわりに

どの国の図書館法がそうであるように、またどの法律もそうであるように、韓国の図書館法も多くの問題を抱えながら制定され、改善に向けて改定と新規制定を繰り返してきた。しかしよく観察するならば、必ずしもその方向は改善に向かっているわけではない。確かに1963年図書館法で不満だと指摘された点が1987年改定図書館法では改善され、次の1991年図書館振興法ではいろいろと図書館の振興のための内容が盛り込まれた。しかしながら1999年から2000年にかけて1994年「図書館および読書振興法」の一部改定により、図書館振興を支える複数の条文が削除され制度が廃止されている。この時代は韓国の経済が非常に悪化しIMF（国際通貨基金）の援助を受ける厳しい状況にあった。この背景で図書館振興を支えている制度がなくなったことは、図書館の存在や意義の重要性が低く評価されたということになる。

現行の2006年図書館法では図書館振興策や図書館に必要とされている役割が規定され、大きく一歩前進したといえる。ただし同法が施行されたのは今年の4月からで、まだ同法に関する考察が十分には行われていない。また今後、同法の施行によって問題が浮き彫りになる点もあるだろう。現時点では、同法が効果的に実践されることを期待するのみである。

1) 法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>) を参照。

2) Park, Hee Young 「近世韓国公共図書館史抄(1901~1945)」『図協月報』4(5), 1963, p. 21.

3) 崔達鉉 「公共図書館法研究—韓国、日本、米国、英国を中心に—」『社会科学』6, 1987, p. 146.

金：韓国の図書館法：歴史的歩みと課題

- 4) Na, Hyun Jung 『公共図書館運営改善方案に関する研究：行政・人事・財政体系を中心に』延世大学大学院修士学位論文, 2006, p. 38.
- 5) 河明姫 「図書館法 改正運動の経過とその問題点に関する小考」『文理大論集』3, 1983, p. 155-158.
- 6) Han, Sung Taek 「図書館および読書振興法 変遷過程に関する研究」『韓国図書館・情報学会誌』33(4), 2002, p. 310-311.
- 7) *ibid.*, p. 311-312と、法条文から引用。
- 8) 河明姫, *op. cit.*, p. 160-161.
- 9) Han, Sung Taek, *op. cit.*, p. 313.
- 10) 河明姫, *op. cit.*, p. 159.
- 11) *ibid.*, p. 168.
- 12) Han, Sung Taek, *op. cit.*, p. 322-324.
- 13) *ibid.*, p. 325-327.
- 14) 法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>) を参照。
- 15) 韓国図書館協会 (<http://www.korla.or.kr/>) の「図書館界便り」の記事から引用。  
<http://www.korla.or.kr/community/notice/view.asp?pkid=600&page=8&searchField=&searchValue=&BBSCCode=N0013>
- 16) 文化観光部ニュース『ウルリム』(<http://mct.korea.kr/>) の記事から引用。  
[http://mct.korea.kr/mct/jsp/contents/News\\_Read.jsp?\\_action=news\\_view&\\_property=htp\\_sec\\_2&\\_id=155213392](http://mct.korea.kr/mct/jsp/contents/News_Read.jsp?_action=news_view&_property=htp_sec_2&_id=155213392)
- 17) 上記の韓国図書館協会の記事から引用。
- 18) 「2006年図書館法」の全文改定の理由から引用。法制処総合法令情報センター (<http://www.klaw.go.kr/>)
- 19) 上記の韓国図書館協会の記事と法条文を参照。
- 20) 韓国図書館協会 (<http://www.korla.or.kr/>) の「図書館界便り」の記事から引用。  
<http://www.korla.or.kr/community/library/view.asp?pkid=769&page=3&searchField=&searchValue=&BBSCCode=N0013>
- 21) 文化観光部ニュース『ウルリム』(<http://mct.korea.kr/>) の記事から引用。  
[http://mct.korea.kr/mct/jsp/contents/News\\_Read.jsp?\\_action=news\\_view&\\_property=p\\_sec\\_1&\\_id=155221330](http://mct.korea.kr/mct/jsp/contents/News_Read.jsp?_action=news_view&_property=p_sec_1&_id=155221330)

<URLの最新アクセス：2007年12月25日>

